

栃木県議会政務活動費調査会報告書

本調査会は、県議会各会派から議長に提出された平成29年度政務活動費の収支報告書等について、次のとおり調査を実施いたしました。

I 栃木県議会政務活動費調査会の活動状況

1 平成29年度第1四半期～第3四半期分調査

開催年月日	調査内容等
平成29年9月7日	9月20日開催の調査会(平成29年度第1四半期分)における進め方及び調査予定案件の確認、並びに質疑、意見交換
9月20日	調査案件及び全般的事項について、会派との質疑及び意見交換
12月7日	12月18日開催の調査会(平成29年度第2四半期分)における進め方及び調査予定案件の確認、並びに質疑、意見交換
12月18日	調査案件及び全般的事項について、会派との質疑及び意見交換
平成30年3月1日	調査案件及び全般的事項について、委員と事務局との意見交換(平成29年度第3四半期分)

2 平成29年度全体分調査

開催年月日	調査内容等
平成30年6月4日	6月14日開催の調査会における進め方及び調査予定案件の確認、並びに質疑、意見交換
6月14日	調査案件及び全般的事項について、会派との質疑及び意見交換

II 栃木県議会政務活動費調査会の調査結果(平成29年度政務活動費交付分)

各会派から提出された調査案件について、領収書等関係書類のチェックを行い、支出内容を調査したほか、各会派経理責任者等との意見交換を通して、内容の検討を行いました。

さらに、各会派から提出された疑義等について、専門的見地はもとより、社会通念上の考えなども斟酌して、以下のとおり指導・助言を行いました。

1 調査案件は、広報紙等の按分についての考え方や政務活動補助者の雇用に係る経費をはじめ、振込手数料の充当、年度を超えた領収書の取り扱い方など多岐にわたりましたが、各会派の見解は、概ね「栃木県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)及び「栃木県政務活動費マニュアル」(以下「マニュアル」という。)の主旨に適うものでありました。

2 各会派経理責任者等との意見交換においては、主にマニュアルの記載内容に沿って指導・助言を行いました。マニュアルの記載内容を再度確認した上で、会派としての考え方を整理・統一することにより、疑問点を解消できると思われる事案が多く見られました。

また、政務活動費の各種様式の調査においても、概ね政務活動と推認できる程度の記載が行われていると認められましたが、政務活動費の用途の更なる透明性を確保するためには、各議員がマニュアルを熟読し、記載例等に沿って証拠書類・記録票等を作成するなどして、各報告書等の精度を上げることに努め、記載内容をより一層充実させていくことが必要と考えます。

そのため、政務活動費の運用にあたっては、今後もマニュアルを随時参照し、適切な運用を行うよう各会派に助言いたしました。

3 関係書類のチェックや各会派経理責任者等との意見交換など調査全般を通し、調査においては、政務活動費の充当の考え方や各種様式の記載方法等について、各会派間に見解の相違が散見されたので、全会派で情報を共有し、統一的に政務活動費の適切な運用を図ることが、政務活動費の透明性を向上させる上で重要であることを助言しました。

現在も一定程度の情報共有は行われていますが、会派からの提案もあったことから、今後、政務活動費の運用に係る課題等を整理するために、必要に応じて本調査会において、全会派が参加する情報交換の場を設けるなどして、政務活動費の運用に係る課題等を整理しながら、情報の共有や見解の統一を図り、用途の透明性の確保に向けた更なる取り組みが必要と思われれます。

Ⅲ 各会派の対応状況について

本調査会は、平成 28 年 1 月の設置から約 2 年半が経過し、この間 19 回に渡り調査案件の確認、会派との質疑・意見交換等を行ってきました。具体的な調査案件数は 62 件となります。調査会が実施される中で、以下のような改善が見られました。

1 按分等の考え方について

各会派からは、これまでに、広報紙紙面に占める政務活動の割合や事務所賃借料、政務活動業務の勤務実績等に係る按分方法について、多くの質疑が出され意見交換等を行いました。この結果、按分等の考え方について、各会派において相当程度整理されてきていることが直近の調査会における抽出調査でも確認することができました。

具体的には、広報紙の紙面における政務活動とそれ以外の活動の整理の仕方や政務活動費充当に係る計算の手法、さらには政務活動業務勤務実績表の記載内容等についての改善が見られました。

各会派においては、事案ごとに慎重に検討が行われていますので、今後も疑問点等について、調査会で更に検討するなど、引き続き適切な運用が望まれます。

2 情報の共有化について

各会派経理責任者等との質疑・意見交換等については、各会派から提出される案件に重複する内容も見られたことから、事務局に対して事前に案件を整理するよう求めたとともに、各会派に対しては、会派間での情報共有化を図るよう助言を行いました。

昨年度中にこれまでの主な質疑応答内容が事務局から各会派に伝達され、各会派に共通する課題について認識の共有化が図られたと考えます。

今後も各会派においては、調査会での質疑・意見交換等の内容について、継続的に情報共有が行われることを期待します。

3 政務活動費関係書類の確認・整理の円滑化について

調査会が設置される以前は、会派から委託を受けた各議員から所属会派への関係書類、領収書等（以下「関係書類等」という。）の提出が一部遅れ気味となる傾向も見られたとのことですが、現在は四半期毎に開催される調査会に合わせ、多くの議員が所属会派への関係書類等の提出を定期的に行っている状況が確認できます。

そのため、各会派が関係書類等を整理し、会派としての運用状況を確認することが以前に比べ容易な状況となってきたものと思われれます。

今後も各会派においては、会派所属議員へ関係書類の定期的な提出を促すとともに、適正な運用の観点から、引き続き支出内容、記載内容等の確認を責任を持って行うことが必要と考えます。

IV むすびに

本調査会といたしましては、これまでの各会派の対応状況も踏まえ、今後とも、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の向上が図られるよう、運営について適宜工夫を重ねながら、各会派への指導・助言等に努めて参ります。

栃木県議会議長 五十嵐 清 様

平成30年7月27日

栃木県議会政務活動費調査会委員

小 沼 洸一郎

黒 本 敏 夫